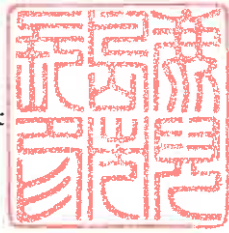


告 示 第 5 0 5 号

令和 7 年 4 月 7 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について（公告）

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができます。

記

1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地域

- (1) 下福元町（玉利、大脇原）
- (2) 犬迫町（川路山、横井原）
- (3) 本名前

2 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

令和 7 年 4 月 7 日（月）から同月 2 1 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 縦覧場所

(1) 下福元町（玉利、大脇原）の計画

鹿児島市谷山中央四丁目 4 9 2 7 番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課（谷山支所 3 階）

(2) 犬迫町（川路山、横井原）の計画

鹿児島市伊敷五丁目 1 5 番 1 号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課伊敷農林事務所（伊敷支所 3 階）

(3) 本名前の計画

鹿児島市本城町 1 6 9 6 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課吉田農林事務所（吉田支所 2 階）

4 意見書の提出について

各計画の変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。ただし、電話での意見は受け付けない。

(4) 提出先

ア 下福元町（玉利、大脇原）の計画

鹿児島市谷山中央四丁目 4 9 2 7 番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課（谷山支所 3 階）

イ 犬迫町（川路山、横井原）の計画

鹿児島市伊敷五丁目 1 5 番 1 号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課伊敷農林事務所（伊敷支所 3 階）

ウ 本名前の計画

鹿児島市本城町 1 6 9 6 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課吉田農林事務所（吉田支所 2 階）